

「統計改革を推進し、国民や統計ユーザーの視点に立った公的統計を作成するとともに、統計の利活用を通じて、統計の質を向上させること」について

令和4年11月

政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）付参事官付統計・情報総務室
[統計改革関連（EBPMを除く）]

政策統括官（総合政策担当）付政策立案・評価担当参事官室
[EBPM関連]

1. 政策の名称

「統計改革を推進し、国民や統計ユーザーの視点に立った公的統計を作成するとともに、統計の利活用を通じて、統計の質を向上させること」（XV-1-2）

基本目標XV：国民に信頼される厚生労働行政を実施すること

施策大目標：業務運営の適正化を図ること

2. 評価結果等

（1）施策の目的・目標

統計法（平成19年法律第53号）の全面改正に伴い、公的統計は「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報である」と定義し直され、それを司る同法は「国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的」とすることとされた。このように、統計情報は国民から負託された「財産」であり、それを直接利用している政策担当者や研究者、事業者だけのものではなく、すべての国民にとっての共有財産であると位置付けられた。

しかしながら、令和元年に毎月勤労統計調査で不適切な取扱いが発覚し、これを踏まえ厚生労働省は、令和元年8月に「厚生労働省統計改革ビジョン2019」（以下「ビジョン」という。）をとりまとめ、ビジョンの着実な実施を通じて統計改革を推進し、真に国民や統計ユーザーの視点に立った公的統計を作成できる組織を構築することを目指している。

【別紙1 厚生労働省統計改革ビジョン2019】

（2）ビジョンに盛り込まれた具体的取組

ビジョンの内容は多岐にわたることから、統計改革の推進にあたり、すぐ実行するもの、中長期的に取り組んでいくものといったように実現に要する時間・費用などに応じて整理した工程表（以下、厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表のことを「工程表」という。）を作成し、工程表に基づいて継続的に改革の進捗管理を行うこととされた。厚生労働省としては、「厚生労働省統計改革検討会」に取組の進捗状況を報告し、外部有識者により確認していただくこととなっている。

工程表に基づき、目標及び令和3年度に取り組む事項を以下のとおり設定している。

【別紙2 厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表】

① ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施

ア 目標

統計作成プロセスの透明化を図るとともに、適正な業務ルールに基づく業務遂行（PDCAサイクル）を徹底することにより、統計の品質保証を推進する。

イ 令和3年度に取り組む事項

- ・ 標準的なガイドラインやそのチェックリストに基づき、データの保管状況や、記録の保存状況、統計の利活用状況等を定期的に点検する。
- ・ PDCAガイドライン等に基づいた定期点検・フォローアップを行う。
- ・ 調査実施機関との連携確保を図りつつ、調査員の業務の履行状況を厚生労働省が直接確認する取組（いわゆる「コンプライアンスチェック」）を実施する。
- ・ 調査実施機関との意見交換等、関係者間の連携を確保する。
- ・ 調査計画との乖離や誤りなどを関係者や第三者が発見した場合の相談窓口を整備するとともに、統計の誤りを発見した場合等は迅速かつ適切に対応手順に基づき対応する。

② 情報システムの適正化

ア 目標

汎用性が高く、容易に改修等ができるシステムへの計画的な移行を図るとともに、デジタル技術を活用することにより被調査者の負担軽減・利便性向上を図るとともに、職員の手作業の削減、正確性の確保及び省力化・効率化を推進する。

イ 令和3年度に取り組む事項

- ・ 次期統計処理システムへの移行に向けた実機検証等を行う。
- ・ 毎月勤労統計システムについて、汎用性の高い言語によるシステム構築を行う。

③ 組織改革・研修の拡充等

ア 目標

- ・ 外部有識者の活用、職員の適正配置の推進等により、閉じた組織からの脱却を図るとともに、統計審査体制を強化する。
- ・ 職員の資質・能力の向上を図り、統計のスペシャリストなど統計人材を計画的に育成する。

イ 令和3年度に取り組む事項

- ・ 「開かれた組織」、「外部チェック機能」の強化を図るため、組織・体制の継続的な整備。
 - ・ 「人材育成基本方針」の見直しを行うとともに、計画的かつ体系的な研修を実施。
 - ・ 統計人材プロフィールを更新するとともに、統計人材の計画的なキャリアアップを推進。
- 等

④ データの利活用・一元的な保存の推進

ア 目標

データの利活用の促進を図るとともに、研究者等の外部有識者や第三者の意見等を踏まえ、適宜、統計の改善を図る。

イ 令和3年度に取り組む事項

- ・ 「厚生労働省データ利活用検討会」において取りまとめられた利活用推進策（令和3年2月報告書取りまとめ）等を踏まえ、利活用促進策を実施（利活用の一層の促進、広報の充実）する。

⑤ EBPMの実践を通じた統計の利活用の促進

ア 目標

- ・ EBPM（Evidence-Based Policy Making）の実践による政策立案を推進する。
- ・ 若手・中堅職員が高度な分析手法を習得することにより、EBPMを一層推進できる職員の養成を図る。

イ 令和3年度に取り組む事項

- ・ 現状や政策課題を迅速かつ的確に把握し、有効な対応策を選択し、その効果を検証するため、厚生労働省を挙げて、EBPMを実践する。
- ・ 若手・中堅職員の統計データに係る分析手法の習得等を主たる目的として、令和元年12月に設置した省内有志による若手・中堅プロジェクトチームにおいて、分析テーマを設定して分析を実施し、その結果を順次、厚生労働省HP等で公表する。
- ・ （独）労働政策研究・研修機構（JILPT）と連携し、EBPMセミナーを開催する。

（3）評価の観点

工程表に照らし計画通りに統計改革が進展しているか自己点検するとともに、厚生労働省統計改革検討会に統計改革の進捗状況を報告した際と同検討会による意見も参考にしながら評価を行う。

（4）政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- ・ 厚生労働省統計改革ビジョン 2019
- ・ 厚生労働省統計改革ビジョン 2019 工程表
- ・ 厚生労働省統計改革ビジョン 2019 工程表の進捗状況（フォローアップ）について（厚生労働省統計改革検討会資料。以下「進捗状況報告」という。）

（5）政策評価の把握の手法及びその結果

① 把握手法

工程表の目標に対する進捗状況報告における取組状況を整理する。

② 結果（令和3年度の具体的な取組内容）

ア ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施

・ 統計実施計画書の活用（試行）

予算ヒアリングにおける提出資料に厚生労働省統計標準ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づく統計実施計画書を追加し、業務実施体制やスケジュール等が適切に確保されているか確認するために活用（8統計）。

※ 令和4年度予算概算要求に先立ち、統計幹事部局として省内の統計を対象に主に調査手法等の統計技術的観点について内容を聴取。

・ PDCAガイドライン等に基づいた定期点検・フォローアップ

6統計を対象に、調査計画の履行状況等に関しPDCAによる点検・評価を実施。また、統計作成プロセス診断（第三者監査）の試行により、統計委員会が策定した要求基準に基づいて、業務マニュアルに記載されている統計作成プロセスの点検に対応。

※ なお、工程表においては、個別の統計のマニュアルに即して業務が行われているかどうかを点検しやすくするためのチェックリストを活用することとしていたが、統計ごとの業務マニュアル作成に資する「統計作成ガイドブック」の試行版が取りまとめられ、これを参考にして省内のガイドラインやチェックリストの見直しを進めたことから、厚生労働省でのチェックリストの活用は見合わせ、当面、政府全体のPDCAガイドラインに基づく定期点検を進めることとした。今後、公的統計の総合的な品質向上に向けて（令和4年8月10日統計委員会建議）等に基づき、業務マニュアルに係るチェック項目を加えた上で、PDCAによる点検・評価を、令和4年度後半以降予定している基幹統計調査から順次、開始予定。

・ コンプライアンスチェック

事業所調査及び世帯調査での試行実施及び結果とりまとめ。

・ 調査実施機関との連携確保

厚生統計主管担当者会議や都道府県担当職員との連絡会議など、コロナ禍であったものの、オンライン会議等を活用して開催することで連携を確保。

・ 統計誤りへの対応

統計誤り相談窓口を運用し第三者からの指摘を受ける体制を整備。また、統計誤りへの対応については、厚生労働省で作成した「公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応について」に基づき、適切に対応。

イ 情報システムの適正化

- ・ 次期統計処理システムの環境下で、現行システムで使用中のプログラム言語の動作確認や実行結果の同一性確保等の検証を実施するなど、令和8年1月から本格稼働する次期統計処理システムへの移行に向けて対応。

- ・ 毎月勤労統計システムについては、汎用性の高い言語で集計処理プログラムの開発を実施。

ウ 組織改革・研修の拡充等

- ・ 民間の外部有識者（企画官）、統計分析審査官を令和元年度途中より適正配置し、令和3年度についても継続して配置。
- ・ 令和3～7年度までを対象とした「厚生労働省における統計の人材育成基本方針」（令和3年6月7日）の策定。
- ・ スキルレベル別研修の実施等、人材育成基本方針に基づいた統計研修方針（令和3年度及び令和4年度）を作成。
- ・ 統計研修方針に基づく省内研修の実施（スキルレベル別研修、プログラム研修、役職別研修）。
- ・ 政府全体の新たな取組である統計データアナリスト（補佐級）・統計データアナリスト補（係長級）の認定要件となる研修を実施。
（統計データアナリスト研修：4名受講、統計データアナリスト補研修：14名受講）
- ・ 政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）内の職員を対象とした統計人材プロフィールを更新。

エ データの利活用・一元的な保存の推進

- ・ 「調査票情報の提供に関するよくある質問」（FAQ）を新規作成し、厚生労働省 HP に掲載したほか、調査票情報の提供に係る事務処理要領を掲載するなど、HP による情報提供を充実。
- ・ オンサイト施設では、賃金構造基本統計調査、人口動態調査など所管10統計が利用可能（令和4年3月現在）。令和3年度においては、年次の追加を行ったほか、21世紀成年者縦断調査（平成24年成年者）、医療施設調査など新たに2統計を登録。引き続き、オンサイト施設への計画的なデータ登録を実施。
- ・ 賃金構造基本統計調査の匿名データの作成について、令和3年9月21日開催の総務省統計研究研修所の有識者会議において了承。また、令和4年3月26日の統計委員会において諮問・答申。令和4年度から作成に着手。
- ・ 職業訓練や雇用保険の行政記録情報等を用いた公共職業訓練の効果分析において、EBPM の推進に係る若手・中堅プロジェクトチームが、行政記録情報の利活用や EBPM 推進の観点で協力。

オ EBPM の実践を通じた統計の利活用の促進

（ア）EBPM の実践関係

- ・ 令和4年度予算要求事業のうち、新規事業（1億円以上）、モデル事業、大幅見直し事業等を原則対象としてロジックモデルを作成し、会計課説明及び財務省説明で活用。

- EBPMの実践事業の中から、重点フォローアップ事業を選定し、令和4年1月にロジックモデルを厚生労働省HPで公表。また、令和4年2月に重点フォローアップ事業の中から、効果検証対象事業を決定。
- 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会を開催（計3回）。令和4年2月に検証結果取りまとめを厚生労働省HPで公表。
- 四半期に一度、全職員一斉メールにてよろず相談窓口を周知し、EBPMの相談に対応。

(イ) 省内若手・中堅プロジェクトチーム関係（人材育成）

- 分析結果について、順次、厚生労働省HP等で公表。
令和3年 5月 障害者雇用
令和3年12月 時間外労働の上限規制
- （独）労働政策研究・研修機構（JILPT）と連携し、EBPMセミナーを開催（計2回）。

カ 厚生労働省統計改革検討会への報告

令和3年11月8日に第4回厚生労働省統計改革検討会を開催し、令和3年度上半期分の統計改革の取組を報告し、進捗状況に問題ないことを外部有識者にご確認いただいた。なお、令和3年度下半期分の取組については、今後報告する予定である。

【別紙3 厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表の進捗状況（フォローアップ）について】

(6) 政策評価の結果

厚生労働省では、工程表に基づき、着実に統計改革が推進されていることが確認できた。また、工程表の進捗状況については、上半期分について、厚生労働省統計改革検討会において外部有識者に報告され、改革が着実に進められていると同検討会において評価いただいた。このような点を踏まえ、国民や統計ユーザーの視点に立った統計改革が推進されているものと評価できる。

3. 今後の課題と取組の方向性

ビジョンに基づき、厚生労働省の統計改革を引き続き進めていくとともに、現行の工程表が概ね令和3年度までの計画であることから、令和4年度以降の次期工程表について、令和8年度末までの期間として作成する。

また、次期工程表における進捗状況については、引き続き、厚生労働省統計改革検討会に報告する。